別記様式第11号（第7条第6項関係）

介護保険　要介護認定・要支援認定等結果通知書

第　　　　　　号

年　　月　　日

様

和寒町長　　　　　　　　　　印

年　　月　　日にあなたが行った要介護認定・要支援認定等の申請について、介護認定審査会において、次のとおり審査判定されましたので、認定し通知します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 被保険者番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 被保険者氏名 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 認定結果 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 理　 由 |  |

「要介護」及び「要支援」の場合は、その認定期間等

|  |  |
| --- | --- |
| 認定の有効期間 | 年　 月　 日　　 から　　　　　 年　 月　 日　　 まで |

・要支援と認定された方は、被保険者証を下記の問い合わせ先に提出してください。

ただし、既に被保険者証を提出されている方は、不要です。

・認定の有効期間内であっても、状態の変化等により状態区分の変更をする場合があります。

また、認定変更の申請をすることもできます。

・認定の有効期間の満了後においても、要介護・要支援状態に該当すると見込まれるときは、認定の有効期間の満了の日の60日前から認定の更新の申請をすることができます。

・サービスの種類の指定を受けた場合は、状態の変化等により種類の変更の申請をすることができます。

・介護認定審査会の意見として、サービスの適切かつ有効な利用等に関しての留意事項がある場合には、被保険者証に記載してあります。

○問い合わせ先

和寒町保健福祉課介護保険係

住　　所　　　和寒町字西町１１１番地

電話番号　　　０１６５－３２－２０００

1 　この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、北海道介護保険審査会に対して審査請求することができます。

2 　また、決定の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、和寒町を被告として（訴訟において和寒町を代表する者は和寒町長となります。）、提起することができます。なお、決定の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合を除く。）でなければ提起することができないこととされています。

(1) 審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき。

(2) 決定、決定の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当の理由があるとき。

3 　ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。